

付属資料

付属資料

目 次

1. 施工環境監理者通知書 3-1
2. 工事現場における工事標示施設（板）の設置について 3-3
3. 港湾工事等潜水作業従事者配置要領 3-4
4. 港湾工事等海上起重作業船団長配置要領 3-6

《参 考》

14水港第2844号
平成15年2月12日

国土交通省北海道開発局長 あて

水産庁長官

漁港漁場整備事業の実施における環境との調和への配慮の徹底について

水産業の基盤の整備に当たっては、水産資源が生態系の構成要素であること等にかんがみ、環境との調和に配慮することが求められており（水産基本法及び漁港漁場整備法）、事業の実施に当たっては、水産業をとりまく自然環境の保全、美しい環境の形成等に配慮することとされている（水産基本計画）。

これを受け、漁港漁場整備基本方針においては、水産資源の持続的な利用の観点はもとより、人と自然のふれあいの場の提供や沿岸域の良好な環境の次世代への継承の観点から、「沿岸域の環境の保全・創造」が図られるよう、漁港漁場整備事業を推進していくこととされている。

これを一層徹底するため、所要の水産土木技術の開発及び技術者の育成並びにこれら技術者による的確な工事の実施等に重点的に取り組む必要がある。

については、貴殿においても、これらに留意の上、的確かつ効率的な事業の実施をお願いする。

14水港第2844号
平成15年2月12日

各都道府県知事 あて

水産庁長官

漁港漁場整備事業の実施における環境との調和への配慮の徹底について

水産業の基盤の整備に当たっては、水産資源が生態系の構成要素であること等にかんがみ、環境との調和に配慮することが求められており（水産基本法及び漁港漁場整備法）、事業の実施に当たっては、水産業をとりまく自然環境の保全、美しい環境の形成等に配慮することとされている（水産基本計画）。

これを受け、漁港漁場整備基本方針においては、水産資源の持続的な利用の観点はもとより、人と自然のふれあいの場の提供や沿岸域の良好な環境の次世代への継承の観点から、「沿岸域の環境の保全・創造」が図られるよう、漁港漁場整備事業を推進していくこととされている。

これを一層徹底するため、所要の水産土木技術の開発及び技術者の育成並びにこれら技術者による的確な工事の実施等に重点的に取り組む必要がある。

については、貴殿においても、これらに留意の上、的確かつ効率的な事業の実施をお願いする。

なお、貴管下の関係市町村へは、貴殿より周知されたい。

平成15年2月12日

国土交通省

北海道開発局農林水産部長 あて

(各都道府県担当部長 あて 参考通知)

水産庁漁港漁場整備部長

漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領の制定について

漁港漁場整備事業の実施における環境との調和への配慮の徹底については、平成15年2月12日付け14水港第2844号をもって、水産庁長官から通知されたところであるが、これを受けて、別紙「漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領」を定めたので、御了知の上、適正な事業執行に留意されたい。

記

- 1 適用範囲 : 平成15年4月1日以降契約する漁港漁場関係工事

(別紙)

漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領

1. 目的

この要領は、漁港及び漁港海岸の施設整備又は、漁場の施設の整備の工事を行う場合、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境に配慮した施工を監理する者（以下「施工環境監理者」という。）に適正な技術者を配置することにより、環境保全に配慮した円滑な施工を確保することを目的とする。

2. 施工環境監理者の業務

施工環境監理者は、次の業務を行うものをいう。

- (1) 周辺海域の自然環境に対する検討
- (2) 周辺海域の水生生物の生息環境に対する検討
- (3) 関係機関との連絡調整

3. 施工環境監理者の配置

請負者は、技術士若しくは技術士補のうち水産部門（水産土木）の資格を有する者又は、社団法人大日本水産会の行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者を施工環境監理者として配置するものとする。

なお、施工環境監理者に上記技術者を配置できない場合は、これと同等以上の能力と経験を有する者で、監督職員の承諾を得た者を配置するものとする。

4. 実施体制の表示

請負者は、施工環境監理者の氏名及び登録番号等を施工計画書に記載するものとし、これに変更が生じた場合は、遅延なく書面により監督職員にその旨を届けるものとする。

5. 資格証明書等の携行

請負者は、施工環境監理者に従事する者に対し、その者が適正な技術者であること又は、これと同等以上の能力と経験を有する者である者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。

令和 年 月 日

沖 縄 県 知 事
玉 城 康 裕 殿

住 所
商 号
代表者氏名

みだしのことについて、令和 年 月 日付契約に係る下記の工事の施工環境監理者を沖縄県漁港
漁場関係工事共通仕様書第1-2-4条に基づき配置したので、関係書類を添え通知します。

工 事 名	
施 工 環 境 監 理 者 氏 名	
資 格 (登 録 番 号)	

(添付書類) 経歴書、実務経験証明書、資格者証の写し

(別紙)

工事現場における工事標示施設(板)の設置について

工事を行う場合は、必要な標示施設等を設置するほか、工事区間の起終点に下に示す内容を記載した標示板を設置するものとする。

ご協力をお願いします

○ ○ ○ ○ ○ ○ を

なおしています

令和 ○ ○ **年** ○ 月 ○ 日 **まで**

時間帯 ○ : ○ ○ ~ ○ : ○ ○

○ ○ ○ ○ 工事

工事名 ○ ○ 漁港 ○ ○ ○ ○ 工事

契約工期 令和 ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日 ~ 令和 ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日

当初請負額 ○ ○ ○ ○ 万円

発注者 沖縄県 農林水産部
○ ○ 農林土木事務所 ○ ○ 班

受注者 ○ ○ 建設株式会社

電話 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

電話 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

「ご協力お願いします」、「ご迷惑をおかけします」などの工事への理解を求める挨拶文を記載。

下記参考資料の工事内容を参照。
(発注者にて決定する)

工事期間、時間帯については、契約上の工期にとらわれることなく、実際の現場作業が終了する予定日、工事時間帯等を標示すること。

下記参考資料の工事種別を参照。
(発注者にて決定する)

一般通行人等が電話することを想定した連絡先とすること。
(現場事務所等)

- ※ 看板表面の素材は、原則として「高輝度反射式」または同等以上のものとする。使用しない場合については、監督員と協議すること。
- ※ 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文及び「○○○○工事」等の工事種別は青地に白抜き文字とし、「○○○○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- ※ 時間帯は24時間表示とする。
- ※ 内容(請負額以外)に変更が発生した場合は、速やかに改定すること。

(参考資料)

工事標示施設(板) 表示例

区分	工事種別	工事内容	備考
漁港関係	漁港整備工事	○○をつくる工事を行っています。	※○○には、防波堤、護岸、突堤、岸壁、物揚場、浮棧橋等を入れる。
	漁港維持修繕工事	○○を改良する工事を行っています。	
漁場関係	魚礁工事	傷んだ○○をなおしています。	
海岸関係	海岸工事	浮魚礁をつくる工事を行っています。	
災害復旧関係	災害復旧工事	海岸保全施設の整備を行っています。	
		壊れた○○をなおしています。	